

7土第413号
令和7年12月26日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の
徹底等について（通知）

このことについて、従来から貴団体傘下の建設業者等に対する指導をお願いしているところですが、引き続き資材や原油等の価格高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対しては、その経営の安定性・健全性を確保するため、適切な代金支払等を確保できるよう十分な配慮が必要です。

令和6年6月14日に公布された改正建設業法により、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りの変更依頼の禁止、受注者による通常必要と認められる原価に満たない額又は通常必要と認められる工期に比べて著しく短い工期による請負契約の締結の禁止、請負代金の変更協議の円滑化等の規定が新たに設けられ、令和7年12月12日により全面的に施行されたことから、これらの規定はもとより、請負代金に係る紛争防止及び請負契約の片務性の改善のために義務付けられている請負代金に係る工事着工前の書面による契約締結をはじめ、元請負人と下請負人の間における建設工事の請負契約に係る見積り、契約、支払等に関する建設業法の各種規定の遵守が求められます。

また、公共工事設計労務単価について、国土交通省では時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映して設計した新単価を本年3月から適用しており、本県においても同様に新単価を同月から適用しています。

建設産業を巡る共通の課題である担い手確保には、技能者の待遇改善が不可欠であり、賃金引上げを継続し、公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤を確保し、さらに賃金を引き上げる好循環が継続される環境整備を図ることが必要となることから、あらゆる工事において、発注者、元請業者、下請業者が新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金で契約し、技能労働者の賃金水準の更なる改善することが求められます。

については、関係法令や指針等の遵守について、貴団体傘下の建設業者等の現場事務所まで周知徹底いただきますよう、格段の指導をお願いするとともに、下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び代金支払の適正化並びに施工管理のより一層の徹底等について、引き続き指導いただきますようお願いいたします。

愛媛県土木部土木管理局
土木管理課 契約・建設業グループ
電話：089-912-2643
E-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp